

記入上の注意

- 1 黒色のペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペンは使わないでください。
- 2 生年月日欄は令和4年3月31日現在の年齢を記入してください。
- 3 令和2年度中に大田区役所における職員歴（常勤職員、再任用職員、行政サービス支援員、特別職非常勤職員、会計年度任用職員）がある方は、職歴または児童館での勤務歴の欄に必ず記載をお願いします。
- 4 大田区以外に勤務先がある場合、必ず職歴に記載してください。（今現在勤務がなくとも今後大田区で採用されるまでに就労する場合も必ず記入してください。）
- 5 資格・免許欄は子どもに関連する資格・免許があれば記入してください。

参考

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民放の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。